

令和7年度東成区広報紙「ひがしなりだより」編集業務委託
募集要項（公募型プロポーザル方式）

1 案件名称

令和7年度東成区広報紙「ひがしなりだより」編集業務委託
(令和7年5月号～令和8年4月号)

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本事業の目的は、区の重要施策やイベントなどの情報を発信するため毎月発行する東成区広報紙「ひがしなりだより」を編集するにあたり、幅広い年代、様々な立場の区民に読みやすく、わかりやすいデザインやレイアウトをふまえ、区民に親しまれるより良い紙面を作成することである。

今般、その目的を達成するため、広報に関する専門的な知識、技術を活かした企画提案を公募型プロポーザル方式により民間事業者から広く募集する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」を参照のこと

(3) 事業規模（契約上限額）

金 2,217,600円（消費税含む）

ただし、契約金額には、本業務に関する一切の経費を含めるものとする。

(4) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和7年5月号から令和8年4月号までの12号分)

(5) 履行場所

本市指定場所

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

受注者からの請求に基づき、部分払いをすることができる。支払いについては、各月号の履行確認後に支払う。

(3) 契約保証金

契約保証金 要

(ただし、大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当するときは免除)

保証人 不要

(4) 再委託等について

ア 本委託業務における「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(イ) 東成区広報紙「ひがしなりだより」編集業務

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市東成区役所の参加資格審査においてその資格を認められた者。

- (1) 令和4・5・6年度の大阪市入札参加有資格者名簿（物品・委託）のうち種目「04映画等制作・広告・催事、印刷 04印刷・デザイン 01デザイン企画印刷または03デザイン」で登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167

条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの要件にも該当しないこと。
- (4) プロポーザル参加申請時から契約日までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和7年1月8日（水）
・ 質問受付締切	令和7年1月15日（水）
・ 質問に対する回答	令和7年1月17日（金）
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和7年1月23日（木）
・ 参加資格決定通知	令和7年1月28日（火）（予定）
・ 企画提案書の提出期限	令和7年2月14日（金）
・ 事業者選定委員会	令和7年2月下旬～3月上旬
・ 選定結果通知	令和7年3月上旬～3月中旬
・ 契約締結、事業開始	令和7年4月1日
・ 事業完了	令和8年3月31日

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間	公募開始日から令和7年1月23日（木）17時30分まで
イ 提出書類	公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式2）
ウ 提出部数	1部
エ 提出場所	東成区役所3階 総務課総合企画 広報担当
オ 提出方法	持参または送付
カ 参加資格決定通知	令和7年1月28日（火）（予定）に書面により通知する。書面が令和7年2月3日（月）までに届かない場合は、 <u>9 提出先、問合せ先</u> まで連絡すること。

(2) 質問の受付

ア 受付期間	公募開始日から令和7年1月15日（水）午後5時まで
イ 提出方法	別紙「質問書（様式1）」に記載し、 <u>9 提出先、問合せ先</u> までメールまたはFAXにより提出すること
ウ 回答	令和7年1月17日（金）に東成区ホームページにて回答する。

(3) 企画提案書の提出

参加資格決定通知書とともに渡す公募型プロポーザル用原稿及びデータに基づいて下記提出書類を持参または送付すること。

- ア 企画提案書
企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

- ① 業務の取組み方針
- ② 広報紙編集の実施方法と実施体制
- ③ 広報紙デザイン案（工夫したポイント等を記載）

※様式、ページ数は任意とする。

※デザイン案は当区から渡す原稿に基づいて、題字を含むトップページ（1面）、行政情報を盛り込んだ情報欄（1面）、特集記事（1面）の合計3面を作成し、企画提案書と合わせて提出すること。

※デザイン案の印刷用紙は、白色度70%程度のものを使用し、タブロイド版の原寸サイズで提出すること。

- ④ 類似業務実績
- ⑤ 提案見積と積算根拠（ページ単価がわかるもの）

イ 提出部数

正本1部 副本5部

正本：事業者名を記入し印鑑を押印したもの 副本：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は 事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの
--

ウ 提出期限 令和7年2月14日（金） 17時30分まで ※必着のこと

エ 提出場所 東成区役所3階 総務課総合企画 広報担当

7 選定に関する事項

（1）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

選定基準	審査内容	配点	合計
① 企画内容	業務の目的、内容の重要度を的確に反映した提案内容となっているか	20点	60点
	区民目線でわかりやすいデザインとなるよう工夫がなされているか	20点	
	多様な立場の方々に配慮されているか	10点	
	イラスト、マスコットキャラクターを魅力的に活用しているか	10点	
② 業務遂行能力	広報冊子、広報紙等制作業務の十分な実績があるか	10点	30点
	提案内容と同品質の内容を毎月提案できる実施体制が整っているか	10点	
	提案内容の実施に必要な内容が網羅されており、適切なスケジュールとなっているか	10点	

③所要経費、積算見積金額	・効率的で妥当な経費により提案されているか	10点	10点
--------------	-----------------------	-----	-----

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、東成区広報紙「ひがしなりだより」編集業務委託事業者選定委員会が行う。
- イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 審査の結果、総合得点が最も高い提案者を契約相手方に選定する。これにより決定しない場合は、順に「企画内容」、「業務遂行能力」、「所要経費、積算見積金額」が高い方とする。また、全委員による評価点の平均が60点に満たない場合は、選定対象とはしない。
- エ プレゼンテーション審査
- (ア) 開催日時 令和7年2月下旬～3月上旬（予定）
- (イ) 場所 東成区役所
- (ウ) 内容 企画提案書など提出資料を使用し、企画提案について説明を行うこと。
1社あたり20分程度とする。
※詳細については、別途通知する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、当区ホームページに掲載する。

8 その他

- ア 企画提案書の作成等に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 上限金額を超える提案をした者及び参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基

づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

キ 本案件に関する予算は、現在、令和7年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。

なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受注者予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

ク 契約の締結は、令和7年度予算発効後とする。

9 提出先、問合せ先

大阪市東成区役所 総務課総合企画 広報担当 山崎・尾崎

〒537-8501 大阪市東成区大今里西2丁目8番4号

電話：06-6977-9018 F A X：06-6972-2732

メール：tn0001@city.osaka.lg.jp